

議案第97号

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、市民の利便性の向上を図るため、市内で転居する場合等に、住民異動届の提出をもってひとり親家庭等の医療費の助成に係る住所の変更等の届出を省略する必要があるによる。

福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例等の一部を改正する条例

(福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正)

第1条 福岡市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和58年福岡市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第9条に次の1項を加える。

- 3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条までの規定による届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく第1項第1号又は第3号の規定による届出があつたものとみなす。

(福岡市子ども医療費助成条例の一部改正)

第2条 福岡市子ども医療費助成条例（昭和48年福岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条までの規定による届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく第1項第1号又は第2号の規定による届出があつたものとみなす。

(福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部改正)

第3条 福岡市重度障がい者医療費助成条例（昭和49年福岡市条例第62号）の一部を次のよ

うに改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条から第24条までの規定による届出があつたときは、その届出と同一の事由に基づく第1項第1号又は第3号の規定による届出があつたものとみなす。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。